

議案第 1 2 7 号

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 11 月 25 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 157.5」を「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 157.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 167.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 9 条関係）

任期付職員給料表

級	給料月額（円）
1	186,900
2	214,400
3	254,400
4	273,800
5	288,900

6	314,300
7	356,000
8	389,100

第2条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成28年4月1日から適用し、第1条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与（松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年松阪市条例第38号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第3条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第3条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。